

長崎市公告第 92 号

次のとおり、制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の6の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年8月14日

長崎市長 鈴木 史 朗

1 入札に付する事項

(1) 件 名 市有地の売却に係る制限付一般競争入札

(2) 売却物件

No.	区分	所在地	地目 公簿(現況)	地積	最低売却価格 ※土地:非課税 建物:課税
			建物 構造・用途	床面積	
物件 1	土地	出島町 259 番 4 出島町 268 番 9	雑種地(宅地)	132 m ² 126 m ²	103,670,000 円
物件 2	土地	万屋町 266 番 2 万屋町 267 番 1	宅地(宅地)	35.88 m ² 180.22 m ²	142,626,000 円
物件 3	土地	出雲二丁目 113 番 1 出雲二丁目 113 番 2	宅地(宅地)	294.99 m ² 31.68 m ²	18,718,000 円
物件 4	土地	下西山町 2 番 77	宅地(宅地)	142.26 m ²	29,306,000 円
物件 5	土地	弥生町 1248 番 37	宅地(宅地)	467.96 m ²	17,300,000 円
物件 6	土地	上銭座町 154 番 20	宅地(宅地)	196.79 m ²	2,090,000 円
物件 7	土地	伊王島町二丁目字勢櫓松 882番11 伊王島町二丁目字笠松 893 番 6	宅地(宅地)	1,770.21 m ² 8.19 m ²	19,336,000 円 (内訳) 土地:10,913,000 円 建物:8,423,000 円 (※建物については、別途 消費税が課税されます。
	建 物 1	伊王島町二丁目字勢櫓松 882番11	鉄筋コンクリート造 瓦葺 2 階建	1,174.43 m ² 1F 647.41 m ² 2F 527.02 m ²	
	建 物 2	伊王島町二丁目字勢櫓松 882番11	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	18.45 m ²	

(3) 概 要 長崎市有地の売却

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 消費税及び地方消費税、長崎市税の滞納がない者であること。
- (2) 長崎市契約規則(昭和 39 年長崎市規則第 26 号)第2条第1項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
- (3) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (4) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (5) 本入札に参加しようとする者のうちに、資本・人的関係がある者が含まれていないものであること。

3 契約条項を示す場所

長崎市契約規則及び契約書については、長崎市財務部資産経営課(以下「資産経営課」という。)(長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 10 階)において閲覧することができる。

ただし、閲覧できる期間は、長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く、9時から 17 時まで(12 時から 13 時までを除く。)とする。

4 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、募集案内の各記載事項を十分確認の上で、制限付一般競争入札参加申込書(別紙1)(以下「申込書」という。))及び関係書類(以下「申込書等」という。))を提出しなければならない。

ア 個人の場合

- ・ 申込書
- ・ 市町村が発行する印鑑証明書(発行日から3ヶ月経過していないもの)
- ・ 長崎市税の完納を証する完納証明書(最新のもの)
- ・ 誓約書(別紙2)
- ・ 共同申込の場合は、各個人の添付書類に加えて代表者への委任状(別紙4)、受任者の印鑑登録証明書及び共同入札持分内訳書(別紙5)
- ・ 事業を行っている個人の場合は、消費税及び地方消費税の完納を証する納税証明書(最新のもの)

イ 法人の場合

- ・ 申込書
- ・ 法人登記謄本又は履歴事項全部証明書(発行日から 3 ヶ月経過していないもの)
- ・ 法務局が発行する印鑑証明書(発行日から3ヶ月経過していないもの)
- ・ 長崎市税の完納を証する完納証明書(最新のもの)

- ・消費税及び地方消費税の完納を証する納税証明書(最新のもの)
- ・誓約書(別紙2)
- ・役員名簿(別紙3)
- ・共同申込の場合は、各法人の添付書類に加えて代表者への委任状(別紙4)、受任者の印鑑登録証明書及び共同入札持分内訳書(別紙5)

(2) 申込書等は、郵送又は持参により提出するものとする。なお、郵送の場合は、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによるものとし、令和8年10月2日(金)必着とする。

(3) 申込書等の受付

- ア 受付期間 令和8年8月17日(月)から令和8年10月2日(金)まで(休日を除く。)
- イ 受付時間 9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。)
- ウ 受付場所 長崎市魚の町4番1号(長崎市役所10階) 資産経営課
電話番号 095(829)1127(直通)

(4) その他

- ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。
- イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。
- ウ 提出書類は返却しないものとする。
- エ 提出書類は公表しないものとする。

5 入札参加資格を有しない入札参加申込者への通知

入札資格確認の結果、参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和8年10月30日(金)までに通知する。

6 募集案内及び質疑応答

(1) 募集案内及び関係様式は、長崎市ホームページからダウンロードして取得することとする。なお、ダウンロードが困難な場合は、資産経営課の窓口で配付する。この場合は、事前に資産経営課へ電話又は電子メールにより連絡するものとする。

(2) 募集案内等の質疑応答

本件の売却物件に係る質疑は、本市所定の質問書で行うものとする。

- ア 提出期限 令和8年9月14日(月)17時00分までに、持参、ファックス又は電子メールによるものとする。(ファックス又は電子メールの場合は、電話により到着確認を行うこと。)
- イ 提出先 長崎市魚の町4番1号(長崎市役所10階) 資産経営課
ファックス番号 095(829)1248
メールアドレス shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp
- ウ 回答期限 令和8年9月30日(水)までに質問者へファックス等で回答したうえで、ホームページで公開する。

7 入札保証金

- (1) 本入札への参加を希望する者は、入札参加申込み後に本市から送付する納入通知書により、入札しようとする金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。入札の結果、落札した者の入札保証金は、「17 契約保証金」に記載する契約保証金に充てることとする。
- (2) 入札保証金の納入の確認のため、入札書が資産経営課に到達する前までに、入札保証金の領収証書の写しを、持参、郵送、ファックス又はメールにより、資産経営課まで提出すること。

(3) 入札保証金は、落札者を除き入札期間終了後に還付する。

8 入札書の提出方法等

- (1) 提出方法 入札書の提出は、確実に封をしたうえで郵送にて行うものとし、持参その他の方法によるものは受け付けない。なお、募集案内、質疑応答や現地等を確認し、十分に納得したうえで送付すること。
また、入札者は、入札後に、長崎市契約規則、募集案内その他契約事項等について知らなかったことを理由として、異議を申し立てることはできないため留意すること。
- (2) 提出期間 令和8年11月2日(月)から令和8年11月17日(火)まで
日本郵便(株)長崎中央郵便局必着
- (3) 郵送方法 一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかによる。
- (4) 郵 送 先 〒850-8799 日本郵便(株)長崎中央郵便局留
郵便入札用入札書在中(長崎市役所資産経営課扱い) 宛
- (5) 入札執行回数 入札執行回数は、1回を限度とする。

9 開札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年11月18日(水)14時00分
- (2) 場 所 長崎市役所7階大会議室(長崎市魚の町4番1号)
- (3) 開札方法 立会人による立会のもと開札する。

10 開札立会人

本入札に参加した者又は本入札に参加した者から開札の立会いに関する委任を受けた代理人は、当該開札に立会うことができる。

11 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申込み後、当該資格を有しなくなった者を含む。)のした入札
- (2) 本入札に係る申込書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 長崎市契約規則第12条に該当する入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 最低売却価格未満の価格での入札
- (6) 入札金額が確認できない入札
- (7) 本市所定の入札書及び印鑑を使用しない入札
- (8) 本公告中「8 入札書の提出方法等(3)」に記載する郵送方法以外による入札
- (9) 入札に関する条件に違反した入札

12 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書(本市に到達したものをいう。以下同じ。)の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札辞退

入札書が本市に到達する前までは入札の辞退を認めることとし、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

14 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

15 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本件の最低売却価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者が入札書に記載した「くじ番号」に基づき、本市が別に定めるくじの方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

16 契約の締結

- (1) 落札者は、原則として落札決定日から14日以内に契約を締結しなければならない。正当な理由がないにも関わらず落札者が契約を締結しない場合は、その落札は無効となり、入札保証金は長崎市に帰属するものとする。
- (2) 契約は所定の契約書を作成し、長崎市、落札者双方が記名、押印したときに成立する。
- (3) 落札者は、契約締結に要する費用として、契約金額に応じた収入印紙を負担するものとする。
- (4) 落札者以外の名義人と契約の締結は不可とする。

17 契約保証金

落札者は契約締結前に、本市から落札の決定の通知とともに送付される納付書により、落札金額の100分の10以上の契約保証金(入札保証金として既納の金額を除く。)を納付するものとし、納付した契約保証金は売買代金に充てるものとする。

18 売買代金の納入

- (1) 売買代金(=契約金額-契約保証金)は、契約締結時に長崎市が発行する納入通知書により、契約成立の日から30日以内に一括納付しなければならない。
- (2) 納入期限までに売買代金が完納されないときは、契約を解除することがあり、この場合、契約保証金は長崎市に帰属することとする。

19 所有権の移転等

- (1) 所有権は、売買代金が完納されたときに、長崎市から買受者へ移転する。
- (2) 所有権移転登記手続きは、売買代金完納後、長崎市が行う。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者が負担するものとする。
- (4) 売買代金完納後の公租公課及びその他必要となる費用は、買受者が負担するものとする。

20 所有権移転に必要なもの

所有権移転登記を行う際に次のものが必要となり、費用は買受者が負担するものとする。

- (1) 個人の場合

ア 登録免許税相当の収入印紙

イ 市町村が発行する住民票(原本)(発行日から3ヶ月経過していないもの)

ウ 市町村が発行する身元証明書(原本)(発行日から3ヶ月経過していないもの)

※共有の場合、イとウについては共有者全員分を要する。

(2) 法人の場合

ア 登録免許税相当の収入印紙

イ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書(原本)(発行日から3ヶ月経過していないもの)

21 契約上の特約(禁止事項)等

- (1) 支払完了日から10年間、当該地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定められた風俗営業及び性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することを禁止する。
- (2) 支払完了日から10年間、売買物件を集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の事務所など、公序良俗に反する用に供することを禁止する。
- (3) 支払完了日から10年間、契約物件を上記(1)又は(2)の用に供することが明らかな者に対し、売渡し、贈与、交換、出資等による所有権の移転又は地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利の設定(以下「所有権の移転等」という。)をすることを禁止する。
- (4) 支払完了日から10年間、契約物件を上記(1)又は(2)の用に供することが明らかな者以外に対し、所有権の移転等を第三者(以下「転得者」という。)にすることは、上記(1)～(3)を書面で引き継ぎ、遵守させなければならない。また、転得者が所有権の移転等をするときも同様とする。
- (5) 買受者が(1)～(4)の条件に違反した場合のほか、買受者が契約書の規定に違反したことにより長崎市が契約を解除した場合は、売買代金の100分の30の違約金を長崎市に支払わなければならない。
- (6) 上記(1)～(4)の条件の履行を確認するため、随時、売買物件の使用状況について実地調査を行うことがあり、また、買受者に使用状況について報告を求めることがある。この場合において、買受者はその調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

22 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法、同法施行令及び長崎市契約規則等の定めるところにより処理するものとする。

23 問い合わせ先

資産経営課経営係

電話番号 095(829)1127 (直通)

ファックス番号 095(829)1248

メールアドレス shisankeiei@city.nagasaki.lg.jp